

## RoHS指令適用除外リスト

中央電子株式会社

項番	規定内容	閾値	有効期間
1	1口金蛍光灯に含まれる以下を超えない水銀		
	①30W未満の一般的照明用途:2.5mg	2.5mg	
	②30W以上50W未満の一般照明用途:3.5mg	3.5mg	
	③50W以上150W未満の一般照明用途:5mg	5mg	
	④150W以上の一般照明用途:15mg	15mg	
	⑤円形若しくは四角形で直径17mm以下の一般照明用途:7mg	7mg	
2	2口金直管蛍光灯に含まれる下記を超えない水銀		
	①通常寿命の3波長形で管径9mm(T2サイズなど)未満:4mg	4mg	
	②通常寿命の3波長形で管径9mm以上17mm以下(T5サイズなど)未満:3mg	3mg	
	③通常寿命の3波長形で管径17mmを越えて28mm以下(T8サイズなど)未満:3.5mg	3.5mg	
	④通常寿命の3波長形で管径28mmを超える(T12サイズなど):3.5mg	3.5mg	
	⑤長寿命(25000時間以上)3波長形:5mg	5mg	
3	その他の蛍光灯に含まれる下記を超えない水銀		
	①直管形でない3波長形蛍光体で管径17mm以上(T9サイズなど):15mg	15mg	
4	②他の一般照明用途及び特殊用途のランプ(誘導ランプなど)	15mg	
	①冷陰極蛍光灯(CCFL)と外部電極蛍光灯(EEFL)に含まれる以下を超えない水銀(1灯あたり)		
	②短いもの(長さ500mm以下)	3.5mg	
	③中程度のもの(長さ500mmを超えて1500mm以下)	5mg	
5	④長いもの(長さ1500mmを超える)	13mg	
	その他の低圧放電ランプ	15mg	
6	演色評価数Ra60以上の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる以下を超えない水銀(1灯あたり)		
	① $P \leq 155W$	30mg	
	② $155W < P \leq 405W$	40mg	
7	③ $P > 405W$	40mg	
	演色評価数Ra60以上の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる以下を超えない水銀(1灯あたり)		
	① $P \leq 155W$	25mg	
8	② $155W < P \leq 405W$	30mg	
	③ $P > 405W$	40mg	
9	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)		2015/4/13で廃止
10	金属ハロゲンランプ(MH)		
11	本付属書で言及しないその他の特殊用放電ランプに含まれる水銀		
12	陰極線管(ブラウン管)のガラスに含まれる鉛		
13	蛍光管のガラスに含まれる0.2重量%を超えない鉛		
13	機械加工用の鉄合金, 亜鉛メッキ鋼に含まれる0.35重量%以下の鉛		

## RoHS指令適用除外リスト

中央電子株式会社

項番	規定内容	閾値	有効期間
14	アルミニウム合金に含まれる0.4重量%以下の鉛		
15	4重量%以上の鉛を含む銅合金		
16	高融点はんだ中の鉛(85重量%以上の鉛ベースの合金)		
17	サーバ、ストレージ、ストレージレイシステム、スイッチ・信号・伝送・管理ネットワークのインフラ機器の半田に使用する鉛		
18	ガラス・セラミック(コンデンサの誘電セラミック除く)中の電気電子部品に含む鉛 (圧電デバイス、ガラス・セラミック母材化合物)		
	①AC125V、DC250V以上のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛		
	②AC125V、DC250V未満のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛		2013/1/1までに上市された製品の補修部品に限定
19	ワンスョット・ペレットタイプ熱ヒューズに含まれるカドミウム及び化合物		2012/1/1までに上市された製品の補修部品に限定
20	電気接点に含まれるカドミウム及び化合物		
21	吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤として、冷却材に含まれる0.75重量%以下の六価クロム		
22	冷暖房・空調・冷蔵庫(HVACR)のコンプレッサに含まれる冷媒用ベアリングシェル及びブッシュに含まれる鉛		
	①C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使用する鉛		2010/9/24までに上市された製品の補修部品に限定
	②C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外に使用される鉛		2013/1/1までに上市された製品の補修部品に限定
23	熱電モジュールのC-リングのコーティング材として使用される鉛		2010/9/24までに上市された製品の補修部品に限定
24	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛		
25	フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛		
26	マイクロコンピュータのピンとパッケージの接合用で、2種以上の成分から成り立ち2種を超える成分から構成され、鉛含有が80%を超えて85%未満の半田の中の鉛		2011/1/1までに上市された製品の補修部品に限定
27	ICフリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用半田に含まれる鉛		
28	珪酸塩でコーティングしている直管白熱灯に含まれる鉛		2013/9/1まで
29	業務用電子複写機器に使用される高輝度放電(HID)ランプに発光物質として使用されるハロゲン化鉛		
30	BSP(BaSi2O5:Pb)などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー(1重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛		
31	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インク中の鉛及びカドミウム		
32	ピッチが0.65mm以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げ剤中の鉛		2010/9/24までに上市された製品の補修部品に限定
33	機械的に貫通孔が作られた円板状と、平面上積層セラミックキャパシタアレイを半田付けする半田中の鉛		
34	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の構造部品に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フットリングに含まれる酸化鉛		
35	指令69/493/EECの付属書I(カテゴリー1、2、3と4)で定義されるクリスタルガラス中の鉛		

## RoHS指令適用除外リスト

中央電子株式会社

項番	規定内容	閾値	有効期間
36	100dB以上の強さの高出力音響スピーカーで、変換器内の音声コイルの電気導体部のはんだ接合としてのカドミウム合金		
37	水銀を使用しない直蛍光灯(液晶ディスプレイまたは産業用照明)の中の半田に含まれる鉛		
38	アルゴン・クリプトンレーザー管製造で、ウインドウアッセンブリを形成するシール・フリット中の酸化鉛		
39	パワートランスで、100μm直径以下の細い銅線の半田付用はんだ中の鉛		
40	サーメット型トリマポテンショメータ素子に含まれる鉛		
41	亜鉛ホウ酸塩ガラス体を基礎とした高圧ダイオードの表面被覆層の鉛		
42	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム		
43	またはディスプレイに使用されるII~VI族LED(発光領域カドミウム含有量が10μg/mm <sup>2</sup> 未満)に含まれるカドミウム		2014/7/1廃止